

議案第 47 号

市川市職員の育児休業等に関する条例及び市川市一般職の任期付
職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

市川市職員の育児休業等に関する条例及び市川市一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 20 年 2 月 18 日提出

市川市長 千葉 光行

市川市条例第 号

市川市職員の育児休業等に関する条例及び市川市一般職の任期付
職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 7 号)の一部
を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条の 2、第 7 条並びに第 9 条第 1 項及び第 2 項」を「第 7
条、第 8 条並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 2 条第 6 号中「のほか、」の次に「職員が」を加え、「職員以外」を「当
該職員以外」に改める。

第 3 条第 1 号中「又は出産したことにより、当該」を「若しくは出産した
ことにより当該」に改め、「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承
認が」を加え、「若しくは同号」を「又は同号」に改め、同条第 4 号を同条第
5 号とし、同条第 3 号中「育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を
養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た職員
が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業」を「育児休業(この号の規

定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）」に、「常態として」を「育児休業その他の規則で定める方法により」に、「この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く」を「当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第5条第1号中「育児休業に係る子を職員」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員」に改める。

第6条中「には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する」を「において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た」に改める。

第8条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第9条の前の見出し中「部分休業」の次に「の承認」を加え、同条中「、1日を通じて2時間（市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和55年条例第1号）第9条の規定により特別休暇として規則で定める育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和55年条例第1号）第9条の規定により特別休暇として規則で定める育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から

当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第10条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」を付する。

第11条に見出しとして「(部分休業の承認の取消事由)」を付する。

(市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の市川市職員の育児休業等に関する条例(以下「新条例」という。)第6条の規定は、平成19年8月1日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第6条の規定は、育児休業をした職員が平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

3 平成19年7月31日において育児休業をしていた職員が同年8月1日以後に職務に復帰した場合における新条例第6条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下(当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1)」とする。

理 由

国家公務員の育児休業等に関する法律等の改正を踏まえ、育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして給料に係る号給の調整を行うことができることとするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。